

福岡県農業用ため池の管理及び保全に関する運用

令和2年10月1日付け2農林整第2439号
最終改正 令和5年3月1日付け4農林整第3545号

(趣旨)

第1 県、市町村、及び農業用ため池の所有者等は、農業用水の安定的供給と、防災・減災対策の強化を図るための必要な措置を講ずるため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(平成三十一年法律第十七号(以下、「法」という。))、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令」(令和元年政令第二十二号(以下、「施行令」という。))、及び「農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則」(令和元年農林水産省令第九号(以下、「施行規則」という。))の施行を円滑に進める必要がある。

このため、本運用は、法、施行令、及び施行規則の定めによるほか、必要な運用事項を定めるものである。

(定義)

第2 この運用における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「農業用ため池」とは、法第2条第1項に規定される農業用ため池のうち、国又は地方公共団体以外が所有するものをいう。
- (2) 「管理者」とは、法第2条第2項に規定される管理者をいう。
- (3) 「所有者等」とは、農業用ため池の所有者又は管理者をいう。
- (4) 「特定農業用ため池」とは、法第7条第1項の規定に基づき、知事が指定した農業用ため池をいう。
- (5) 「防災工事」とは、法第2条第3項に規定される農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事(農業用ため池を廃止するために施行する工事を含む。)をいう。
- (6) 「支援センター」とは、所有者等が実施する農業用ため池の適正な管理に向けた取組を支援するため、県が設置した福岡県ため池管理保全支援センターをいう。

(届出対象ため池の変更届)

第3 支援センターは、所有者等から支援センターに提出された変更届を、四半期毎にとりまとめ、当該四半期の最終月の翌月15日までに県へ提出するものとし、県は当該四半期の最終月の翌月末までに市町村へ変更届の写しを送付するものとする。【様式第2-2号】

(届出対象外ため池の変更届等)

第4 市町村は国又は地方公共団体が所有するため池に、変更等があったときは、県へその旨を届け出るものとする。【様式第42号】

(管理状況調査)

第5 県は、毎年度、市町村及び支援センターと連携し、農業用ため池が適正に管理されているか把握するものとする。

2 市町村及び支援センターは、第5の1による農業用ため池の管理状況を把握するため、県が別に示す「ため池見回り点検簿」により、適正に管理されているか調査(以下、「管理状況調査」という。)を実施し、県に報告するものとする。

3 市町村及び支援センターは、それぞれ次の農業用ため池の管理状況調査を実施するものとする。

(1) 市町村 市町村が管理する農業用ため池
(法第4条又は法附則第2条の規定に基づく農業用ため池の届出書において、市町村が管理者となっている農業用ため池)

(2) 支援センター (1)以外の農業用ため池

4 管理状況調査の毎年度の調査箇所数は次のとおりとする。

(1) 特定農業用ため池
全体数の3分の1を調査し、3年間で一巡するものとする。

(2) (1)以外の農業用ため池
全体数の5分の1を調査し、5年間で一巡するものとする。

5 県は、市町村及び支援センターが管理状況調査を円滑に実施できるよう、両者と協議、調整を行うものとする。

6 市町村は、管理状況調査の結果、管理上必要な措置を講じていないと判断したときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

7 支援センターは、市町村から管理状況調査に係る技術的指導を求められた場合、指導、助言を行うものとする。

8 支援センターは、管理状況調査の際に所有者等の立会を求め、管理状況調査の結果、管理上必要な措置を講じていないと判断したときは、当該所有者等に対し、必要な指導、助言を行うものとする。

- 9 市町村及び支援センターは、第5の6及び8の判断ができない場合、農林事務所に相談するものとする。
- 10 市町村及び支援センターは、管理状況調査の結果を毎年度12月20日までに、別に示す様式により農林事務所に報告するものとし、農林事務所はその結果を取りまとめ、同様式により農村森林整備課に12月末日までに報告するものとする。
- 11 農林事務所は、管理状況調査の結果、管理上必要な措置を講じていないと判断された農業用ため池の所有者等(第5の8により、支援センターが既に指導、助言している所有者等を除く)に対し、調査を実施した年度内に、必要な指導、助言を行うものとする。

(立入調査)

第6 県は、法の施行のため必要があると認めるとき、法第18条第1項及び第2項の規定に基づき、職員又はその委任した者に農業用ため池等に立ち入らせ、測量若しくは調査を行うことができる。

- 2 第6の1により立ち入ろうとする者は、法第18条第4項の規定に基づき、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 3 県は、第6の1による立入りについて必要があると認めるときは、法第18条第8項の規定に基づき、市町村に対し、必要な協力を求めることができる。

(行為の制限)

第7 特定農業用ため池について、法第8条第1項に規定する制限行為をしようとする者は、当該行為の着手予定日の30日前までに、行為に関する許可申請書を、農林事務所長を通じて知事に2部提出するものとする。なお、制限行為をしようとする者が、国又は地方公共団体の場合は、法第8条第3項の規定に基づき、当該行為の着手予定日の30日前までに、行為に関する協議書を、農林事務所長を通じて知事に2部提出するものとし、その場合は、第7の2から9において、「許可申請書」を「協議書」に、「許可」を「承認」に読み替えるものとする。【様式第12-1号】

- 2 制限行為をしようとする者は、許可の手続きが円滑に進められるよう、その内容について、事前に時間的余裕をもって、農林事務所長と十分に打ち合わせるものとする。

- 3 農林事務所長は、許可申請書の内容を審査し、特定農業用ため池の機能の保全に支障がないと判断するときは、許可申請書を受理し、知事に1部進達するものとする。
- 4 知事は、農林事務所長から進達があった許可申請書の内容を審査し、特定農業用ため池の機能の保全に支障がないと認めるときは、農林事務所長が許可申請書を受理した日から原則30日以内に、制限行為をしようとする者に対し、農林事務所長を通じて、制限行為を許可した旨を通知するものとする。【様式第13-1号】
- 5 制限行為をしようとする者は、許可申請書の内容について、次のいずれかに該当する変更が生じた場合、変更に係る行為に着手する前に、変更の許可申請書を、農林事務所長を通じて知事に2部提出するものとする。【様式第12-2号】
 - (1) 特定農業用ため池の施設の形状変更（構造計算及び水利計算の変更を伴うものに限る）
 - (2) (1)以外で、特定農業用ため池の機能の保全に影響を及ぼすおそれがある変更
- 6 農林事務所長は、第7の5による変更の許可申請書の内容を審査し、特定農業用ため池の機能の保全に支障がないと判断するときは、許可申請書を受理し、知事に1部進達するものとする。
- 7 知事は、第7の6により農林事務所長から進達があった変更の許可申請書の内容を審査し、特定農業用ため池の機能の保全に支障がないと認めるときは、変更に係る制限行為をしようとする者に対し、農林事務所長を通じて、速やかに制限行為を許可した旨を通知するものとする。【様式第13-2号】
- 8 制限行為の許可申請書を提出した者は、行為が完了したとき、遅滞なく知事に完了届を提出するものとする。【様式第13-3号】
- 9 農林事務所長は、第7の8による完了届の受理後、速やかに現地を確認し、許可申請書の内容と相違するなど疑義がある場合は、完了届を提出した者に確認するものとする。

(防災工事計画の届出)

第8 特定農業用ため池の所有者等は、防災工事を施行しようとするとき、法第9条第1項の規定に基づき、着手予定日の30日前までに、防災工事に関する計画（以下、「防災工事計画」という。）の届出書を、農林事務所長を通じて知事に2部提出するものとする。【様式第15-1号】

2 防災工事計画の届出をしようとする所有者等は、届出の手続きが円滑に進められるよう、その内容について、事前に時間的余裕をもって、農林事務所長と十分に打ち合わせるものとする。

3 農林事務所長は、防災工事計画の届出の内容を審査し、特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分と判断するときは、届出書を受理し、知事に1部進達するものとする。

4 知事は、防災工事計画の内容を審査し、当該特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分と認めるときは、農林事務所長が届出書を受理した日から原則30日以内に、届出を行った所有者等に対し、農林事務所長を通じて、計画を承認した旨を通知するものとする。【様式第15-2号】

5 防災工事計画の届出を行った所有者等は、当該計画の内容について、次のいずれかに該当する変更が生じた場合、変更に係る工事に着手する前に、防災工事計画の変更届出書を、農林事務所長を通じて知事に2部提出するものとする。【様式第15-3号】

(1) 特定農業用ため池の施設の形状変更（構造計算及び水利計算の変更を伴うものに限る）

(2) (1)以外で、特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で影響を及ぼすおそれがある変更

6 農林事務所長は、第8の5による防災工事計画の変更届出書の内容を審査し、特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分と判断するときは、変更届出書を受理し、知事に1部進達するものとする。

7 知事は、第8の6により農林事務所長から進達があった防災工事計画の変更届出書の内容を審査し、特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分と認めるときは、変更の届出を行った所有者等に対し、農

林事務所長を通じて、速やかに計画を承認した旨を通知するものとする。【様式第15-4号】

8 防災工事計画の届出を行った所有者等は、防災工事が完了したとき、遅滞なく知事に完了届を提出するものとする。【様式第15-5号】

9 農林事務所長は、第8の8による完了届の受理後、速やかに現地を確認し、防災工事計画の内容と相違するなど疑義がある場合は、完了届を提出した所有者等に確認するものとする。

(その他)

第9 本法及び本運用に係る様式は、別紙1に定める。

附則

1 本運用は、令和2年10月1日から施行する。

附則

1 本運用は、令和2年12月28日から施行する。

附則

1 本運用は、令和5年3月1日から施行する。